

## 移転価格課税のリスク回避に 事前確認制度を利用しませんか

### 移転価格課税のリスクが高まっています

税務署所管法人に対しても移転価格調査が行われています。国税局所管の企業に対して、移転価格調査や国際課税に関する調査を専門的に担当していたベテランの調査官が、税務署の国際専門官や調査官として配置され、中堅企業の法人税調査を実施する際に移転価格調査も同時に行っています。

### 移転価格調査はコロナ前に戻りつつあります

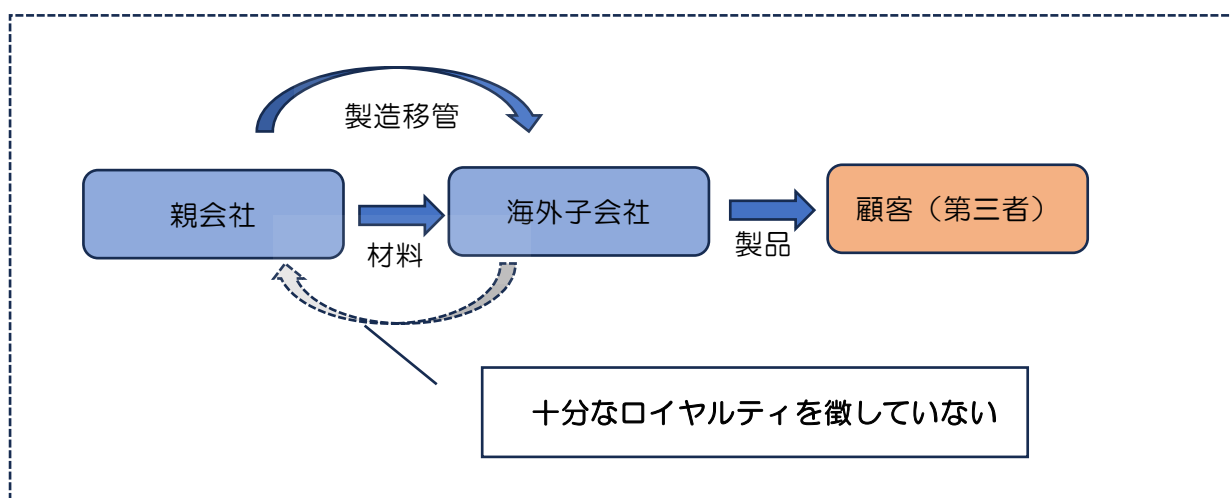
#### ◆移転価格調査の状況（国税庁公表）

事務年度	平成 29	平成 30	令和元	令和2	令和3
処理件数	178件	257件	212件	134件	154件
申告漏れ所得金額	435億円	365億円	534億円	502億円	333億円

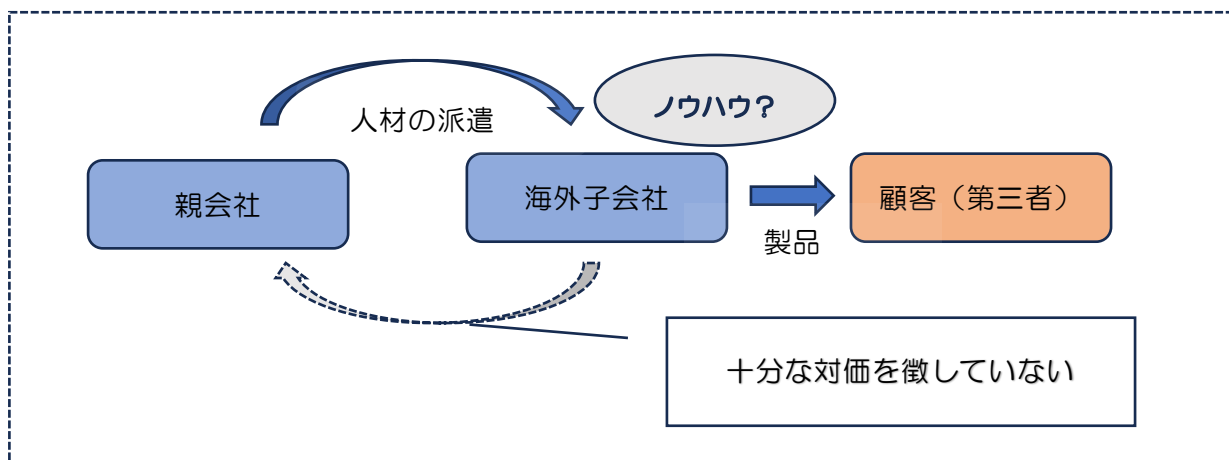
令和元年と比べますと、直近2年間はコロナ禍により移転価格調査の件数は減少していましたが、コロナ禍が収束しつつあり、税務当局による移転価格調査件数は通常時の水準に戻ることが予想されます。一旦調査が実施されると1件当たりの所得金額が多額になりますので、事前にリスクを回避するためにAPA (Advance Pricing Arrangement) という事前確認制度の利用が有効です。

### こんな場合に移転価格課税のリスクが生じます

- ◆海外子会社へ製造移管を行い、その後海外子会社の利益率が高い場合には、十分なロイヤルティを徴していないと指摘される場合があります。



- ◆海外子会社へ人材を派遣しているが対価を徴していないか、十分な対価を徴していない場合には対価が十分でないとして指摘される場合があります。また、派遣される人材によりノウハウが移転していると指摘される場合もあります。



皆様、移転価格課税のリスクへのご対応はお済でしょうか。もし、ご検討中でございましたら、事前確認制度の活用のご検討をなされてはいかがでしょうか。

## そもそも事前確認制度とは？

APA とは、納税者が国外関連取引（親子間取引）に係る価格の算定方法について税務当局と事前に税務当局と確認を行う制度です。APA 確認対象期間中は、確認内容に従って取引及び申告を行っている限り、移転価格に関する指摘（更正）は行われません。

## 事前確認の類型にはどのようなものがありますか？

事前確認制度には、国内の税務当局のみで確認を取得する国内事前確認（ユニラテラルAPA）と、取引を行う双方の国の税務当局から確認・合意を取得する二国間事前確認（バイラテラルAPA）があります。

### 国内事前確認：ユニラテラルAPA

納税者と日本の税務当局との間で国外関連取引に係る価格の算定方法の事前確認を行うことで、日本の税務当局による移転価格課税のリスクを回避することができます。

### 二国間事前確認：バイラテラルAPA

日本及び相手国において、対象となるそれぞれの国の納税者（親会社・海外子会社）が国外関連取引に係る価格の算定方法について、税務当局に確認を求めると同時に、これらの内容について日本及び相手国の税務当局間での合意を求めるものです。日本が締結している租税条約に基づき、二国間で相互協議を行い、日本及び相手国の税務当局の双方で事前確認の合意を行うので、日本と相手国の双方で移転価格課税のリスクを回避することができます。

## GTM では、まずは国内事前確認（ユニラテラルAPA）取得の検討をお勧めします

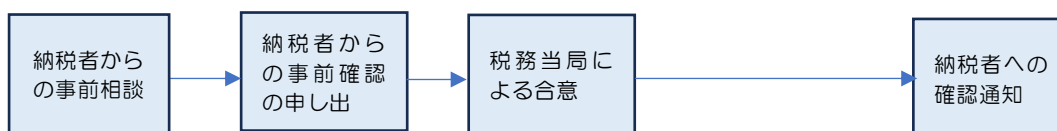
国内事前確認（ユニラテラルAPA）は、日本の税務当局とのみ事前確認を行う制度です。二国間事前確認（バイラテラルAPA）とは異なり、相手国との相互協議のプロセスが存在しません。そのため、ユニラテラルAPAは、税務当局の確認を比較的早期に得ることができ、バイラテラルAPAに比べて時間とコストを抑えるという明確なメリットがあります。国内事前確認の取得について、ご不明な点がございましたらお気軽にご相談ください。

### 国内事前確認（ユニラテラルAPA）が有効な事例

- ◆日本の税務当局とのみ事前確認を行うため、特に日本国内（親会社）で移転価格課税のリスクを回避したい場合に有用です。具体例として、海外子会社にその機能・リスクに応じた利益が計上されている場合は、相手国の移転価格課税のリスクは低いと考えられますので、リスク回避として有効な手段となります。
- ◆二国間事前確認（バイラテラルAPA）と違い、日本との間で租税条約が未締結の国に存在する海外子会社との取引でも、国内事前確認（ユニラテラルAPA）は行えます。また、租税条約が締結されていても、相手国に移転価格税制が存在しないか、又は移転価格税制が存在しても相手国において移転価格課税の実績がない場合は、リスク回避として有効な手段となります。

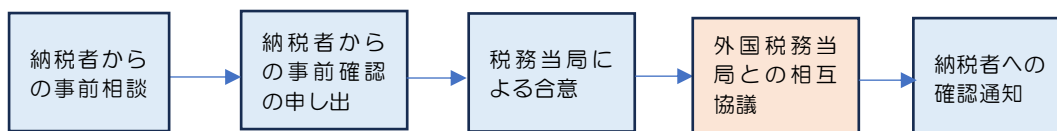
#### 【国内事前確認：ユニラテラルAPA】

【基本的なイメージ】



#### 【二国間事前確認：バイラテラルAPA】

【基本的なイメージ】



バイラテラルAPAの相互協議では、双方の国の主張に大きな開きがある場合は、合意まで時間を要し、場合によっては合意に至らないこともあります。

## GTM では移転価格調査の対応も行います

移転価格税制は、法令で詳細に独立企業間価格の算定方法が規定されているわけではありません。そのため課税当局からは、会社の事実関係を正確に捉えないう海外子会社の利益水準が高いことのみをもって恣意的な主張がなされる場合があります。そのため、会社の所得配分の妥当性・合理性をいかに説明できるかによって課税金額が大きく変わる可能性があります。

GTM では、突然調査が入ってしまった場合でも、迅速に移転価格調査の対応をさせていただきます。いつでもお気軽にお問合せください。迅速に対応させていただきます。

事前確認制度（APA）にご興味ございましたら、また、移転価格調査にお悩みございましたら GTM 税理士法人の国際税務担当までご連絡ください。

国際税務担当税理士 竹内 之真

電話：03-3242-0301

takeuchiy@gtmri.co.jp